

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月11日
【四半期会計期間】	第168期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大枝 宏之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京 (03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	取締役 経理・財務本部長 経理・財務本部経理部長 深田 晶也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京 (03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	取締役 経理・財務本部長 経理・財務本部経理部長 深田 晶也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第167期 第2四半期連結 累計期間	第168期 第2四半期連結 累計期間	第167期
会計期間		自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高	(百万円)	209,161	214,587	424,156
経常利益	(百万円)	13,691	11,892	27,839
四半期(当期)純利益	(百万円)	6,933	6,677	14,187
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	3,937	6,299	12,503
純資産額	(百万円)	282,197	289,655	285,249
総資産額	(百万円)	379,793	395,326	389,418
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	27.90	26.87	57.09
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	27.90	-	57.09
自己資本比率	(%)	71.9	71.4	71.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	11,876	3,509	34,856
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	5,498	1,016	16,067
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	3,594	3,207	6,373
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	32,656	41,310	42,087

回次		第167期 第2四半期連結 会計期間	第168期 第2四半期連結 会計期間
会計期間		自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	10.24	8.55

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第167期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 第167期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。なお、これによる影響はありません。
5. 第168期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日(平成23年11月11日)現在において当社が判断したものであります。

#### (1)業績の状況(経営成績)及び経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当第2四半期連結累計期間につきましては、東日本大震災後の復旧・復興需要により日本経済には回復の兆しがみられたものの、デフレ環境の継続や消費自粛ムードの広がりにより個人消費は低迷しました。当社は主要食糧である小麦粉及び各種製品の安定供給に最大限の努力を払うとともに、製粉事業においてお客様との関係強化を図るなど販売促進に努めました。また、各事業において、引き続き購買・製造・物流など全般におけるコスト削減に取り組みました。

そのような中、本年4月に輸入小麦の政府売渡価格が5銘柄平均で18%引き上げられたことを受け、製品価格改定を実施いたしました。

この結果、第2四半期連結累計期間の業績は、売上高は製粉事業の出荷伸長や、輸入小麦の政府売渡価格引き上げによる製品価格改定等の影響もあり2,145億87百万円(前年同期比102.6%)と増収となりました。利益面では、製粉事業におけるふすま価格の低迷や拡販施策費の投入等により、営業利益は104億21百万円(前年同期比84.2%)、経常利益は118億92百万円(前年同期比86.9%)、四半期純利益は66億77百万円(前年同期比96.3%)となりました。

#### セグメント別の売上高・営業利益概況

##### (製粉事業)

製粉事業につきましては、お客様との関係を強化すると同時に、積極的な販売促進活動を推進することにより、業務用小麦粉の出荷は前年を上回りました。また、輸入小麦の政府売渡価格が本年4月に5銘柄平均で18%引き上げられたことを受け、本年6月に業務用小麦粉の価格改定を実施いたしました。

生産・物流面では、引き続き生産性向上の取組みを推進するとともに、安心・安全対策に注力してまいりました。

副製品であるふすまにつきましては、震災等の影響もあり価格は低調に推移しました。

海外事業につきましては、昨年カナダの子会社において生産能力増強工事を実施し、タイの子会社においても積極的な拡販施策に努めたことなどにより、出荷は前年を上回りました。

この結果、製粉事業の売上高は840億41百万円(前年同期比104.9%)、営業利益は33億27百万円(前年同期比58.0%)となりました。

##### (食品事業)

加工食品事業につきましては、生活防衛意識の高まりから個人消費が低迷する厳しい環境にありますが、消費者の皆様のニーズにお応えした新製品として、本年8月に家庭用常温製品で新製品3品目・リニューアル品16品目、家庭用冷凍食品で新製品18品目・リニューアル品3品目を発売するとともに、「とびきりの愛をつくろう。」をキャッチフレーズとしたクローズドキャンペーンの実施や店頭での販売促進活動等に努めました。また、小麦粉等の調達コストの上昇を背景に、本年7月に家庭用小麦粉・小麦二次加工品等の価格改定を実施しました。これらの結果、売上は前年を上回りました。中食・惣菜事業につきましては、売上げ拡大に向けた取組みを推進しました。海外事業につきましては、昨年タイのプレミックス事業において生産能力増強工事及びR&Dセンターの拡張を実施するなど、成長を続ける中国・東南アジア市場を中心に事業拡大に努めております。

酵母・バイオ事業の酵母事業は、総菜、マヨネーズ類の出荷減を、イースト、バタークリーム、ミネラル酵母等の出荷増でカバーし、売上げは前年を上回りました。バイオ事業は、実験動物用飼料、培養用基材等の低調を、免疫試薬等で補い、売上げは前年を上回りました。また、本年8月に今後市場の成長が期待されるインドにおいて、バイオビジネスの拡大及び食品ビジネスの市場開拓を推進するため、現地法人を設立することを決定しました。

健康食品事業につきましては、通信販売を中心に消費者向け製品を積極的に拡販したものの、市場環境は引き続き厳しく、売上げは前年を下回りました。

この結果、食品事業の売上高は1,126億69百万円（前年同期比101.3%）、営業利益は58億21百万円（前年同期比104.5%）となりました。

#### （その他事業）

ペットフード事業につきましては、積極的な新製品投入により拡販施策を推進しましたが、消費の低迷や店頭価格の下落など引き続き市場環境は厳しく、売上げは前年を下回りました。

メッシュクロス事業につきましては、震災等の影響を受け自動車部品業界の需要が停滞したことで化成品の売上げは前年を下回りましたが、太陽電池向けのステンレスメッシュクロス等が牽引したスクリーン印刷用資材は好調となり、また産業用資材の売上げも堅調で、全体の売上げは前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は178億76百万円（前年同期比100.4%）、営業利益は13億70百万円（前年同期比142.7%）となりました。

#### 経常利益・四半期純利益の状況

##### （経常利益）

金融収支戻りは7億75百万円(益)で、前第2四半期連結累計期間に比べ2百万円増加しました。持分法による投資利益は5億15百万円で、前第2四半期連結累計期間に比べ1億26百万円増加しました。これは主に配合飼料関連会社の利益が増加したことによります。その他雑損益合計は1億80百万円(益)で、前第2四半期連結累計期間に比べ33百万円増加しました。

以上の結果、営業外損益合計では14億70百万円(益)となり、前第2四半期連結累計期間に比べ1億63百万円増加し、経常利益は前第2四半期連結累計期間と比べ、17億99百万円（13.1%）減の118億92百万円となりました。

##### （四半期純利益）

特別利益は1億84百万円、特別損失は6億25百万円で差引特別損益は4億41百万円(損)となり、税金等調整前四半期純利益は前第2四半期連結累計期間と比べ19億20百万円減の114億51百万円となりました。特別利益は固定資産売却益であり、特別損失の主なものは減損損失4億62百万円であります。

税金等調整前四半期純利益から、法人税等43億65百万円、昨年オリエンタル酵母工業(株)及び(株)NBCメッシュテックを100%子会社とした影響等により前第2四半期連結累計期間に比べ3億94百万円減少した少数株主利益4億8百万円を差し引き、四半期純利益は66億77百万円、前第2四半期連結累計期間に比べ2億55百万円（3.7%）減となりました。

#### （2）キャッシュ・フローの状況、資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前四半期純利益114億51百万円、減価償却費65億28百万円等による資金増加が、法人税等の支払額や輸入小麦の政府売渡価格引上げに伴う運転資金の増加等による資金減少を上回ったことにより、当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは35億9百万円の資金増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

3ヶ月を超える定期預金及び有価証券の運用による満期・償還が預入・取得を84億円上回りましたが、有形及び無形固定資産の取得に71億47百万円を支出したこと等により、当第2四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは10億16百万円の資金減少となりました。

以上により、当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加えたフリー・キャッシュ・フローは、24億93百万円の資金増加となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

株主の皆様への利益還元といたしまして、配当に24億85百万円を支出したこと等により、当第2四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは32億7百万円の資金減少となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比7億77百万円減少し、413億10百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の借入金残高は38億80百万円ですが、フリー・キャッシュ・フローや現金及び現金同等物の残高を考慮すると、当社グループは将来必要とされる成長資金及び有利子負債の返済に対し、当面十分な資本の財源と資金の流動性を確保しております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前事業年度の有価証券報告書に記載した事業上及び財務上の「対処すべき課題」について、当第2四半期連結累計期間における重要な変更、進捗及び新たに発生した課題は以下のとおりです。なお、当四半期報告書提出日(平成23年11月11日)現在までの状況も含めて記載しております。

1) 各事業の経営戦略

当社を取り巻く環境は、今後国内マーケットの拡大が期待できないことに加えて、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)、EPA(経済連携協定)等の国際交渉の進展・決着次第では、海外からの輸入品との競争が激化することが想定される等、厳しい状況になることが考えられます。当社は、このような変化が激しく、厳しい環境を乗り越え、長期的な発展を実現するため、平成24年度からスタートする中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」の策定に着手しました。

2) 国際化戦略

当社及びオリエンタル酵母工業(株)は、今後市場の成長が期待されるインドにおいて、バイオビジネスの拡大及び食品ビジネスの市場開拓を推進するため、現地法人を設立することを決定いたしました。バイオ事業のより一層の深耕、拡大を目指すと共に、食品事業ではベーカリー顧客向け製品等の市場開拓を積極的に行ってまいります。

3) 麦政策の改革に向けた取組み

政府(農林水産省)は本年10月1日から輸入小麦の政府売渡価格を平均で2%引き上げました。本年は4月の18%引き上げに続き2度目の引き上げとなりますが、当社グループとしては、お客様をはじめご関係の皆様へ制度の仕組みをご説明申し上げ、小麦粉の価格改定についてご理解頂くように努めております。

また、当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要  
純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成21年6月25日開催の第165回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記6)の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、必要情報が不足していることにより買収提案とは認められない提案につき、当該当社株式の取得に係る提案を行った者に対し、必要に応じて回答期限を設定し情報提供を要請することができるものとします。  
「特定買収行為」とは、a)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はb)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4)ア)ないしキ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。
- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)を目安とし、合理的理由によりこれらの期間が延びる場合には、当該理由の開示がなされるものとします。

- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。
- ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
- (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
  - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
  - (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
  - (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
- イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
- ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
- オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日、なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること
- カ) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと
- キ) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者が出現した旨の開示のほか、本新株予約権の無償割当基準日、無償割当効力発生日その他新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。  
無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。
- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

#### 取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成21年6月25日開催の第165回定時株主総会において株主の皆様への事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期中差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 上記 4)ア)ないしキ)記載の事項がすべて満たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために満たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて満たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

#### (4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は、29億15百万円であります。

#### (5) 経営戦略の現状と見通し

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営戦略の現状と見通し」について、変更はありません。

なお、「(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題」で記載しているとおり、平成24年度からスタートする中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」の策定に着手しました。

#### (6) 経営者の問題認識と今後の方針について

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者の問題認識と今後の方針」について、変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	932,856,000
計	932,856,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	251,535,448	251,535,448	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。
計	251,535,448	251,535,448	-	-

## (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

<平成23年8月18日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行した新株予約権

決議年月日	平成23年6月28日(定時株主総会) 23年7月28日(取締役会)	平成
新株予約権の数(個)	93(注)1	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	93,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり1,025,000円(注)3	
新株予約権の行使期間	平成25年8月19日~ 平成30年8月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 1,025円 1株当たり資本組入額 513円	
新株予約権の行使の条件	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権

決議年月日	平成23年 6月28日（定時株主総会） 平成23年 7月28日（取締役会）
新株予約権の数（個）	258（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	258,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,025,000円（注）3
新株予約権の行使期間	平成25年 8月19日～ 平成30年 8月 1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,025円 1株当たり資本組入額 513円
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1 新株予約権 1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年9月30日		251,535		17,117		9,500

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪府中央区今橋三丁目5番12号	16,022	6.37
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	14,040	5.58
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,408	4.53
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	11,045	4.39
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	9,943	3.95
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	6,982	2.77
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	5,193	2.06
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,034	2.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	4,616	1.83
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	4,489	1.78
計		88,777	35.29

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式2,986,500		株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 327,000		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 246,771,000	493,542	同上
単元未満株式	普通株式1,450,948		
発行済株式総数	251,535,448		
総株主の議決権		493,542	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ2,000株及び7株含まれており、「議決権の数」には、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が4個含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が288株自己株式に含まれております。

自己株式

株式会社日清製粉グループ本社 647株

相互保有株式

千葉共同サイロ株式会社 129株

## 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
自己株式 株式会社日清製粉 グループ本社	東京都千代田区神田錦町 一丁目25番地	2,986,500	-	2,986,500	1.18
相互保有株式 石川株式会社	神戸市兵庫区島上町 一丁目2番10号	139,500	-	139,500	0.05
株式会社若葉商会	神戸市灘区摩耶埠頭2番8	103,000	-	103,000	0.04
千葉共同サイロ株式会社	千葉市美浜区新港16番地	79,000	-	79,000	0.03
日本ロジテム株式会社	東京都品川区荏原 一丁目19番17号	5,500	-	5,500	0.00
計		3,313,500	-	3,313,500	1.31

## 2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

## 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役 取締役社長	企画本部担当	代表取締役 取締役社長	-	大枝宏之	平成23年7月28日
常務取締役	-	常務取締役	企画本部長	南里幹久	平成23年7月28日

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	57,938	46,764
受取手形及び売掛金	57,919	53,559
有価証券	24,744	26,713
たな卸資産	43,059 <sub>1</sub>	57,310 <sub>1</sub>
その他	11,875	13,174
貸倒引当金	323	297
流動資産合計	195,213	197,225
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	43,253	44,059
機械装置及び運搬具(純額)	28,438	27,777
土地	34,098	34,010
その他(純額)	4,665	6,122
有形固定資産合計	110,456	111,970
無形固定資産	3,756	3,729
投資その他の資産		
投資有価証券	69,597	70,673
その他	10,547	11,884
貸倒引当金	153	157
投資その他の資産合計	79,991	82,401
固定資産合計	194,204	198,101
資産合計	389,418	395,326

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	36,634	40,353
短期借入金	2,866	3,160
未払法人税等	4,992	4,544
引当金	258	120
未払費用	15,418	13,857
その他	14,258	14,017
流動負債合計	74,429	76,054
固定負債		
長期借入金	145	719
引当金		
退職給付引当金	9,360	9,032
その他の引当金	1,971	2,081
引当金計	11,331	11,113
繰延税金負債	11,371	11,075
その他	6,890	6,707
固定負債合計	29,739	29,617
負債合計	104,168	105,671
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金	9,450	9,453
利益剰余金	239,380	243,572
自己株式	3,171	3,179
株主資本合計	262,776	266,964
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	18,205	17,725
繰延ヘッジ損益	99	118
為替換算調整勘定	2,281	2,265
その他の包括利益累計額合計	16,023	15,341
新株予約権	138	159
少数株主持分	6,311	7,190
純資産合計	285,249	289,655
負債純資産合計	389,418	395,326

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	209,161	214,587
売上原価	141,106	148,294
売上総利益	68,054	66,293
販売費及び一般管理費	1 55,669	1 55,871
営業利益	12,384	10,421
営業外収益		
受取利息	123	103
受取配当金	689	718
持分法による投資利益	388	515
その他	341	384
営業外収益合計	1,542	1,721
営業外費用		
支払利息	39	46
為替差損	136	150
その他	58	53
営業外費用合計	234	250
経常利益	13,691	11,892
特別利益		
固定資産売却益	1,157	184
投資有価証券売却益	24	-
負ののれん発生益	1,908	-
その他	33	-
特別利益合計	3,123	184
特別損失		
固定資産除却損	294	82
減損損失	3,090	462
その他	58	80
特別損失合計	3,443	625
税金等調整前四半期純利益	13,371	11,451
法人税等	5,634	4,365
少数株主損益調整前四半期純利益	7,736	7,085
少数株主利益	802	408
四半期純利益	6,933	6,677

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	7,736	7,085
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,408	475
繰延ヘッジ損益	155	169
為替換算調整勘定	118	67
持分法適用会社に対する持分相当額	115	74
その他の包括利益合計	3,798	786
四半期包括利益	3,937	6,299
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,265	5,995
少数株主に係る四半期包括利益	672	303

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	13,371	11,451
減価償却費	6,627	6,528
減損損失	3,090	462
退職給付引当金の増減額(は減少)	124	342
前払年金費用の増減額(は増加)	412	1,156
受取利息及び受取配当金	812	822
支払利息	39	46
持分法による投資損益(は益)	388	515
投資有価証券売却損益(は益)	24	0
負ののれん発生益	1,908	-
売上債権の増減額(は増加)	3,393	4,475
たな卸資産の増減額(は増加)	13,424	14,282
仕入債務の増減額(は減少)	12,787	3,734
その他	3,885	2,234
小計	18,578	7,347
利息及び配当金の受取額	1,210	1,034
利息の支払額	42	47
法人税等の支払額	7,869	4,825
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,876	3,509
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	42,130	27,591
定期預金の払戻による収入	57,296	25,062
有価証券の取得による支出	3,843	4,452
有価証券の売却による収入	7,832	15,381
有形及び無形固定資産の取得による支出	5,372	7,147
有形及び無形固定資産の売却による収入	1,476	163
投資有価証券の取得による支出	1,193	2,628
投資有価証券の売却による収入	73	0
関係会社株式の取得による支出	19,589	-
長期貸付けによる支出	3	2
長期貸付金の回収による収入	14	4
その他	57	193
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,498	1,016
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の返済による支出	54	199
長期借入金の返済による支出	10	-
自己株式の売却による収入	80	15
自己株式の取得による支出	37	19
配当金の支払額	2,982	2,485
その他	590	518
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,594	3,207
現金及び現金同等物に係る換算差額	101	62
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,681	777
現金及び現金同等物の期首残高	29,975	42,087
現金及び現金同等物の四半期末残高	32,656	41,310

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	前連結会計年度まで持分法適用関連会社であった阪神サイロ(株)は、株式の追加取得により第1四半期連結会計期間から連結子会社となりました。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	前連結会計年度まで持分法適用関連会社であった阪神サイロ(株)は、連結子会社となったため、第1四半期連結会計期間より持分法の適用範囲から除外しております。 当第2四半期連結会計期間より、ユーロジャーム社との合併で設立した欧諾嘉(上海)商貿有限公司を持分法適用の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
(会計方針の変更)	第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、この変更による影響はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項(法定実効税率を使用する方法)に準じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
商品及び製品	21,897百万円	24,645百万円
仕掛品	2,602百万円	3,244百万円
原材料及び貯蔵品	18,559百万円	29,420百万円

2 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
(従業員住宅ローン)	123百万円	(従業員住宅ローン) 95百万円
(関係会社)		(取引先関係)
阪神サイロ(株)	480百万円	日本バイオ(株) 143百万円
(取引先関係)		
日本バイオ(株)	164百万円	
計	768百万円	238百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
販売運賃	12,613百万円	13,275百万円
販売促進費	16,683百万円	16,617百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
現金及び預金	46,443百万円	46,764百万円
有価証券	26,545百万円	26,713百万円
計	72,989百万円	73,478百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	32,230百万円	29,330百万円
取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等	8,103百万円	2,838百万円
現金及び現金同等物の四半期末残高	32,656百万円	41,310百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,982百万円
1株当たり配当額	12円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月28日
配当の原資	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

平成22年10月29日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,485百万円
1株当たり配当額	10円
基準日	平成22年9月30日
効力発生日	平成22年12月3日
配当の原資	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当第2四半期連結累計期間における剰余金の配当については「1. 配当に関する事項」に記載しております。なお、この他に該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,485百万円
1株当たり配当額	10円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月29日
配当の原資	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

平成23年10月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,485百万円
1株当たり配当額	10円
基準日	平成23年9月30日
効力発生日	平成23年12月5日
配当の原資	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当第2四半期連結累計期間における剰余金の配当については「1. 配当に関する事項」に記載しております。なお、この他に該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額(注3)
	製粉	食品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	80,153	111,195	191,348	17,812	209,161	-	209,161
セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,308	265	9,574	1,303	10,877	10,877	-
計	89,462	111,460	200,922	19,115	220,038	10,877	209,161
セグメント利益	5,736	5,573	11,309	960	12,270	113	12,384

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

- セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。
- セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「食品」セグメントにおける一部の事業用資産等について、回収可能価額が帳簿価額を下回ることによる減損損失が発生しました。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては3,090百万円であります。

(重要な負ののれん発生益)

当社の連結子会社であるオリエンタル酵母工業(株)、「食品」セグメント)、(株)NBCメッシュテック(「その他」のセグメント)を100%子会社とすることを目的として、平成22年7月30日から平成22年9月13日まで両社の普通株式に対する公開買付けを実施したことにより、負ののれん発生益を計上しております。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては、「食品」セグメントにかかるものが120百万円、「その他」のセグメントにかかるものが1,787百万円であります。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額(注3)
	製粉	食品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	84,041	112,669	196,710	17,876	214,587	-	214,587
セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,424	242	9,666	1,742	11,408	11,408	-
計	93,465	112,911	206,377	19,618	225,995	11,408	214,587
セグメント利益	3,327	5,821	9,149	1,370	10,519	97	10,421

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

- セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。
- セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

記載すべき事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

記載すべき事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額	時価の 算定方法
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	71,026	71,026	-	(注1)

(注1) 株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(注2) その他有価証券に区分される非上場株式(連結貸借対照表計上額4,899百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当第2四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	四半期 連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額	時価の 算定方法
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	75,823	75,823	-	(注1)

(注1) 株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(注2) その他有価証券に区分される非上場株式(四半期連結貸借対照表計上額4,825百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度末(平成23年3月31日)

その他有価証券

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	17,349	48,282	30,932
債券			
国債・地方債等	22,746	22,744	1
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	-	-	-
合計	40,095	71,026	30,931

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額4,899百万円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当第2四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)

その他有価証券

	取得原価 (百万円)	四半期 連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	19,977	50,110	30,133
債券			
国債・地方債等	22,711	22,708	2
社債	-	-	-
その他	2,004	2,004	0
その他	1,000	1,000	-
合計	45,692	75,823	30,130

(注)非上場株式(四半期連結貸借対照表計上額4,825百万円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

記載すべき事項はありません。

(企業結合等関係)

前第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

(共通支配下の取引等)

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

オリエンタル酵母工業(株)...製菓・製パン用資材、生化学製品等の製造・販売及びライフサイエンス事業  
(株)NBCメッシュテック...メッシュクロス、成形フィルターの製造・販売

(2) 企業結合の法的形式

公開買付けにより子会社株式を取得する形式

(3) 結合後企業の名称

結合当事企業の名称変更はありません。

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社は、当社の連結子会社であるオリエンタル酵母工業(株)(以下、「オリエンタル」といいます。)の総株主の議決権の数に対する43.4%(平成22年3月31日時点)、(株)NBCメッシュテック(以下、「NBC」といいます。)の総株主の議決権の数に対する48.8%(平成22年3月31日時点、当社の100%子会社を通じた間接所有分を含む)をそれぞれ所有しておりましたが、当社グループ全体として効率的且つ最適なグループ経営を実践し、長期的な企業価値の更なる向上を図るため、両社を当社の100%子会社とすることを目的として、平成22年7月30日から平成22年9月13日まで両社の普通株式に対する公開買付けを実施いたしました。この結果、オリエンタル及びNBCの総株主の議決権の数に対する当社の所有割合は、それぞれ96.8%及び90.2%(平成22年9月30日時点、当社の100%子会社を通じた間接所有分を含む)となりました。なお、当社は今後の会社法に基づく一連の手続により、両社の発行済株式の全てを取得する予定です。

2. 実施した会計処理の概要

当該公開買付けによる子会社株式の追加取得は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引として会計処理を行っております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

普通株式の取得価額	19,067百万円
取得に直接要した費用	606百万円
取得原価	<u>19,673百万円</u>

(2) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

( ) 負ののれん発生益の金額 1,908百万円

( ) 負ののれんの発生原因

追加取得した子会社株式の取得原価が、追加取得により減少する少数株主持分の金額を下回ったことによるものです。

当第2四半期連結会計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	27円90銭	26円87銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	6,933	6,677
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	6,933	6,677
普通株式の期中平均株式数(株)	248,500,070	248,487,119
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	27円90銭	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	7,510	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、この変更による影響はありません。

(重要な後発事象)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

当社及び一部の連結子会社は、従来、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、平成23年10月1日付で、退職一時金制度、確定拠出年金制度及び既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度へ移行いたしました。

なお、この移行に伴う会計処理については「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号平成14年1月31日)を適用する予定ですが、移行に伴う損益に与える影響については算定中であります。

## 2【その他】

### 中間配当

平成23年10月28日開催の取締役会において、平成23年9月30日を基準日として、次のとおり中間配当を行う旨決議しました。

1 中間配当金総額	2,485百万円
2 1株当たりの配当額	10円
3 中間配当の効力発生日（支払開始日）	平成23年12月5日

### その他

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

株式会社日清製粉グループ本社  
取締役社長 大枝 宏之 殿

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 星野正司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 會田将之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 根本知香 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。